

串木野黒潮 旅費規程

(目的)

第1条 九州硬式少年野球協会(以下「協会」という)及び串木野黒潮(以下「黒潮」という)の職務のために出張する代表及び監督・コーチ(以下「代表等」という)に対し、支給する旅費について必要な基準を定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、宿泊費、日当とし、鉄道賃、航空賃、船賃、宿泊費は実費額を支給する。車賃の額は、現に要する交通機関の運賃とする。ただし、「黒潮」の役員会で必要と認められた場合はこの限りではない。

(旅費の計算)

第3条 旅費は最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(旅費の区分及び支給額)

第4条 旅費の支給区分は下記の別表のとおりとする。

(出張の代理)

第5条 「代表等」の指示により、「代表等」の代理で出張する場合は、代理が旅費支給を申請することができる。

(旅費重複の排除)

第6条 旅費支給を第3者から受けた場合または、「黒潮」から提供された現物を利用・使用した場合は、その相当額を所定額から控除する。

附 則

この規定は平成22年4月1日から適用する。

別 表

旅 費	公的交通機関	実 費
	高速代	
	自家用車	1kmにつき20円
宿 泊 費	代表等	実 費(上限を都度役員会で諮る事)
日 当	弁当代	500円(現物支給がない場合)